

「大崎事件」第4次再審請求再審棄却決定に関する会長声明

鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）は、2022年（令和4年）6月22日、原口アヤ子氏等のために親族が申し立てたいわゆる大崎事件第4次再審請求事件につき、再審請求を棄却する旨の決定（以下「本決定」という。）をおこなった。

大崎事件は、1979年（昭和54年）10月、原口アヤ子氏が、元夫、義弟との計3名で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた計4名で遺棄したとされる事件である。逮捕時からの一貫した無罪主張にもかかわらず、確定審では、「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の3名の「自白」、その「自白」で述べられた犯行態様と矛盾しない法医学鑑定、共犯者の親族の供述等を主な証拠として、原口アヤ子氏に対し、懲役10年の有罪判決が下された。

大崎事件は、第3次再審請求審までに様々な新証拠が提出され、被害者が事故死である可能性が浮き彫りとなり、新たな局面を迎えている。ところが、第4次再審請求審の鹿児島地方裁判所は、申立てから2年弱の期間に臨床医学、供述心理等に関する5名の鑑定人の証人尋問をおこなったものの、弁護人請求の鑑定の証明力を正しく評価せず、被害者が事故死であった可能性を過少評価し、さらに、白鳥決定及び財田川決定が示した「新旧全証拠の総合評価」も適切に行わず、誤った結論に至った。何より、本決定は「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則が新証拠の明白性判断に適用される、と宣言した白鳥・財田川決定に背を向けており、三度開きかけたにもかかわらずその都度閉ざされてきた再審への扉を、またも閉ざした責任はきわめて重い。

当会は、これまで、被害者が事故死である可能性を認め、再審開始を認めた原決定の結論を維持した第3次再審請求事件即時抗告棄却決定に関し、検察官に対し、

特別抗告を行わないよう求める会長声明（2018年（平成30年）3月15日）、第3次再審請求特別抗告審再審請求棄却決定に強く抗議する会長声明（2019年（令和元年）7月9日）を發表しており、確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じていることは明白と捉えている。加えて、本件は、発生から40年を超える歳月が経過しており、原口アヤ子氏は95歳の高齢に達していることから、早期に権利救済をおこなう必要がある。

よって、当会は、本決定を強く非難するとともに、抗告審裁判所に対し可及的に迅速な審理をおこない、原決定を破棄自判して再審開始を決定するよう求める。また、当会は、引き続き原口アヤ子氏の再審無罪獲得に向けて可能な限りの支援をしていく所存である。

2022年（令和4）年8月3日

宮崎県弁護士会

会長 川添 正浩

